

○調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通知）

平成 14 年 2 月 26 日

海幕補第 1045 号

改正 平成 18 年 3 月 27 日 海幕補第 2010 号〔海上自衛隊訓令等の一部改正に伴う関連通知の一部変更について（通知）2 項による改正〕

平成 18 年 4 月 3 日 海幕人第 2317 号〔第 1 次改正〕

平成 20 年 3 月 26 日 海幕補第 2286 号〔第 2 次改正〕

平成 21 年 7 月 31 日 海幕補第 6211 号〔第 3 次改正〕

平成 23 年 1 月 20 日 海幕補第 764 号〔第 4 次改正〕

平成 27 年 12 月 7 日 海幕補第 2036 号〔第 5 次改正〕

平成 28 年 7 月 12 日 海幕補第 910 号〔第 6 次改正〕

令和 2 年 9 月 30 日 海幕補第 1564 号〔第 7 次改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各機関の長あて

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

なお、調達等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）（防人 1 第 262 号。14. 1. 17）（以下、次官通達という。）に係る運用解釈及び細部事項について、別添のとおり示されたので業務上の資とされたい。

また、調達等関係業務従事者の勤務状況調査書について（通知）（海幕人第 2285 号。62. 5. 13）は廃止する。

記

1 補職替え等に係る通知

- (1) 別紙の右欄に示す名簿等作成者は、毎年 4 月 1 日現在において、同左欄に示す部隊等に所属する調達等関係職員及び、補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職員」という。）のうち、同一職務に 3 年以上在籍する職員の名簿及び調達・補助金等関係職員数調査表を作成し、4 月 10 日までに、自衛官にあっては、次官通達の別記様式第 2 及び第 4 により、事務官等にあっては、同通達の別記様式第 2 及び第 3 により、海上幕僚監部人事教育部長に通知するものとし、あわせて写しを在籍する警備区の地方総監に送付するものとする。
- (2) 各地方総監は、補職権下の准曹士及び行(→)2 級以下の事務官等（相当級の者を含む。）のうち、毎年 4 月 1 日現在において、同一職務に 3 年以上在籍する調達・補助金等関係職員の名簿及び調達・補助金等関係職員数調査表を作成し、4 月 20 日までに、自衛官にあっては、次官通達の別記様式第 2 及び第 4 により、事務官等にあっては、同通達の別記様式第 2 及び第 3 により、海上幕僚監部人事教育部長に通知するものとする。
- (3) 別紙の右欄に示す名簿等作成者及び各地方総監は、(1) 及び (2) により通知する調達・補助金等関係職員に関し、別添調達等関係業務及び補助

金等関係業務に従事している職員の補職替え等に係る細部事項について（通知）（人計第 15335 号。22. 12. 14）の別紙の付紙に示す様式により現況調査を作成し、併せて海上幕僚監部人事教育部長に通知するものとする。

2 適切な指導監督の実施

各部隊の長は、不正の防止及び適正な業務の遂行のため、調達・補助金等関係職員の所属する部課等の長をして次に示す各項目に着眼して部下を掌握し、適切な指導を実施させるものとする。

- (1) 業者と公務を離れて接触をしていないか。
- (2) 飲酒、交友及び遊興において悪い風評はないか。
- (3) 業務の過集中等のため、特定の業者等に依存した業務処理をしていないか。
- (4) 単身赴任、家族の健康状況等による経済的又は精神的な負担はないか。
- (5) 昇任、特別昇給、表彰、補職等に係る不満を持っていないか。

関連文書：海幕補第 1044 号（14. 2. 26）

添付書類：1 別紙

2 長官官房秘書課人事教育局人事第 1 課（14. 1. 24）

3 人計第 15335 号（22. 12. 14）

別紙

部隊等名	名簿等作成者
海幕各部等	各部長、監察官、首席法務官、 首席会計監査官、首席衛生官
自艦隊司令部	自艦隊司令官
特警隊	隊長
護艦隊司令部	護艦隊司令官
各護群司令部	各護群司令
各護隊	各護隊司令
訓指群司令部	訓指群司令
各指隊	各指隊司令
1 海補隊、1 海指隊	各隊司令
空団司令部	空団司令官
各空群（司令部及び隷下部隊（21 空群は、23、 25 空を除く）（22 空群は、24 空を除く））	各空群司令
23、24、25、51、61、111 空	各空司令
各空修隊、管制隊、機施隊	各隊司令
潜艦隊司令部	潜艦隊司令官
各潜群（司令部及び隷下部隊）	各潜群司令
1 練潜隊、潜訓	各隊等の長
掃群司令部	掃群司令
1、2、3、1 輸隊、両機戦術隊	各隊司令
情報群司令部	艦隊情報群司令
作情隊、電磁隊	各隊司令
海洋対潜群司令部	海洋対潜群司令
対潜隊、評価隊、各観測所、鹿音所、1 観隊、 1 音隊、海洋対潜群直轄艦	各隊等の長
開発群（司令部及び直轄艦）	開発群司令
指発隊、艦発隊、航プロ隊	各隊等の長
各地隊（総監部及び直轄以外の部隊）	各総監
各地隊（総監部及び直轄以外の部隊）	各隊等の長
教空団司令部	教空団司令官

部隊等名	名簿等作成者
各教空群司令部	各教空群司令
211 教空	211 教空司令
練艦隊（司令部及び隷下部隊）	練艦隊司令部
1 練隊	1 練隊司令
シ通群司令部	シ通群司令
各シ通、移通、保監隊	各隊司令
警務隊、潜医隊、東音、業務隊	各隊等の長
各学校	各学校長
補 本	補本長
艦補処、空補処、総支処	各機関の長
各 病	各病長

「調達等関係業務に従事している職員の補職替え等について
(通達)」に係る運用解釈について

「調達等関係業務に従事している職員の補職替え等(通達)」の運用において、「調達等関係業務」及び「同一職務」か否かを判断するに当たり、同通達が、調達等関係職員の人事配置の適正化を図ることにより、契約業務等における業者との接触から生じる贈収賄等の不正及び会計支出業務等日常の金銭の取り扱いから生じる金銭の着服等の不正を防止することを主たる目的としていることに鑑み、以下のとおり判断の基準を示すものである。

「調達等関係業務」の範囲

- ・ 1(2)ア～カの業務については、調達要求書の作成や契約業務に付随する予定価格の作成等を通じ特定の業者との接触が想定される各業務区分ごとに恒常的又は継続的(検査の都度検査官に指名され、年に数回同一業者に対する検査を行う場合を含む。以下同じ。)に従事することを基準として判断する。
- ・ 1(2)キの業務については、金銭の支出等の業務を行うに当たり、金銭等を取り扱う業務に恒常的又は継続的に従事することを基準として判断する。
- ・ 1(2)クの業務については、経理上の帳簿書類及び業者との契約に係る書類の保安全管理に係る業務に恒常的又は継続的に従事することを基準として判断する。

「同一職務」の範囲

同一職務とは、従前行っていた業務に他の職員が従事しているか否かを基準として判断する。すなわち、従前行っていた業務に他の職員が従事することにより、前任者が行っていた業務に関しチェック機能が働くかどうかを基準として判断することとし、仮に同一係内での配置替えであっても本基準に従い判断する。

なお、以下の場合には、上記の基準を満たしておらず、同一職務に従事しているものとみなす。

- ・ 職員が昇任し、職名が異なるポストに就いた場合であっても、従前行っていた業務を引き続き当該職員が従事している場合には、同一職務に従事していると見なす。
- ・ 職員が昇任し、自分が就いていたポストを指導監督するポストに異動する場合(従前行っていた業務に他の職員が従事している場合であっても、他の職員が行った業務を自らが指導監督することにより、事実上チェック機能が働かなくなるおそれがあるため)

「職員が補職替え等を行うことのできない真にやむを得ない事情」の範囲

2(3)ウにある「職員が補職替え等を行うことのできない真にやむを得ない事情」については、調達等関係職員の勤務地における補職替え等が可能なポストの状況及び業務の内容並びに当該職員に係る真にやむを得ないと認められる事情等を総合的に勘案して判断するものとする。

解釈についての疑義

各機関の長は、通達の解釈について疑義が生じた場合には、長官官房秘書課及び人事教育局人事第1課に照会し、その解釈に従うものとする。

人計第15335号
22.12.14

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等に
係る細部事項について（通知）

標記について、調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の
補職替え等について（防人1第262号。14.1.17。以下「通達」とい
う。）の運用に当たり留意する細部事項について、別紙のとおり定めたので通知
する。

なお、通達別紙第3に掲げる補職替え等の通知が適切に実施されなかったこ
とを踏まえ、改めて、通達を関係職員に周知させるとともに、調達等関係職員
の補職状況について把握されたい。

1 趣 旨

調達等関係職員の補職の適正化を図り、契約業務等における業者との不適切な関係の排除及び会計支出業務等において日常の金銭の取扱いから生じる不正の防止を主たる目的とする通達の更なる適正な運用を確保するため、以下のとおり当該通達の細部事項を示すものである。

2 調達等関係業務の範囲

- (1) 「恒常的又は継続的」とは、年に2回以上同一業者に対する契約及び検査等を行う場合をいう。ただし、年1回の契約等でも、同一業者に対し毎年定期的に行われているような場合については、これに含まれるものとする。
- (2) 通達別紙1(2)ア～オの業務については、調達要求書の作成や契約業務に付随する予定価格の作成等を通じ特定の業者との接触が想定される各業務区分ごとに恒常的又は継続的に従事することを基準として判断することとする。
- (3) 通達別紙1(2)カの業務については、監督官及び検査官に指定された者。ただし、休日における糧食品の納入に際し、複数の者が指名され監督または検査業務に交替で従事する場合については、これに含まれないものとする。
- (4) 通達別紙1(2)キの業務については、官署支出官、資金前渡官吏、分任資金前渡官吏、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官及びそれぞれの補助者に指定された者。
- (5) 通達別紙1(2)クの業務については、経理上の帳簿書類及び業者との契約に係る書類の保全管理業務に従事する者。
なお、本業務に従事する非常勤職員はこれに含まれないものとする。

3 同一職務の範囲

同一職務とは、従前行っていった業務に他の職員が従事しているか否かを基準として判断する。すなわち、従前行っていった業務に他の職員が従事することにより前任者が行っていた業務に関し点検機能が働くことを基準として判断することとする。なお、仮に同一係内での配置替えであっても本基準に従い判断するものとする。

また、以下の場合については、上記の基準を満たさず、同一職務に従事しているものと見なす。

- (1) 職員が職名が異なる配置に就いた場合においても、従前行っていった業務を引き続き当該職員が従事する場合については、同一職務に従事しているものとする。なお、従前行っていった業務の一部のみ引き続き従事する場合も同様とする。

- (2) 職員が当該職員が就いていた配置を指導監督する立場に異動する場合については、引き続き同一職務に従事しているものとする。
- 4 職員が補職替え等を行うことのできない真にやむを得ない事情について
2(3)ウにおける真にやむを得ない事情については、調達等関係職員の勤務地における補職替え等が可能なポストの空き状況、当該職員の家庭事情等、真にやむを得ないと認められる事情等を総合的に勘案して判断するものとする。
- 5 補職替えに等に係る通知について
(1) 3年以上同一職務に従事せざるを得ない者については通達に示す別紙様式により名簿を作成し大臣官房長及び人事教育局長に通知することとなっている。しかしながら、実際には長期にわたる同一職務の補職が解消されない者が多数存在していることから、長期補職解消の具体的処置を記載した付紙を併せて通知するものとし、早期の補職替えに努めるものとする。
(2) 3年以上同一職務に従事せざるを得ない者については、会計監査の受検の都度、各機関から当該会計監査機関に該当職員の名簿を提出し、会計監査の資としているが、より効果的な監査業務を図るため、大臣官房長及び人事教育局長に通知された名簿及び現況調書の写しを経理装備局及び防衛監察本部へ提供し情報の共有化を図るものとする。

